

根室公共職業安定所 発表
令和5年1月20日(金)

担 当	根室公共職業安定所
	所 長 後藤 龍一
	統括職業指導官 神山 丈典
	雇用指導官 高橋 祐介
	電話 0153 (23) 2161

令和4年 障害者雇用状況の集計結果

(令和4年6月1日現在)

厚生労働省では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者、知的障害者、精神障害者(以下「障害者」という。)の雇用義務がある事業主等から、毎年6月1日現在における障害者の雇用状況について、管轄のハローワークへの報告を求めています。

北海道労働局において、北海道の障害者の雇用状況の結果を発表したところですが、根室公共職業安定所管内分の令和4年6月1日現在における集計結果は、以下のとおりでした。

I 民間企業における雇用状況

1 報告企業の総数

報告対象企業は、当所管内に本社がある常用労働者数が43.5人以上規模の企業(法定雇用率2.3%が適用される民間企業で、障害者を1人以上雇用すべき企業)です。

今回、報告対象企業(令和4年6月1日現在の雇用状況報告)は58社で、全ての企業から報告がありました。なお、昨年の報告対象企業(令和3年6月1日現在の雇用状況報告)は59社でした。

2 民間企業における雇用状況

当所管内の58社で、雇用されている障害者の数は122.0人(前年比1.5人減少)、実雇用率は2.55%(前年比0.18ポイント増加)となりました。

また、法定雇用率達成企業は28社で、達成割合は48.3%(前年比0.8ポイント増加)となりました。(表1)

表1 民間企業における障害者の雇用状況【法定雇用率2.3%】

	① 対象企業 数(社)	② 対象労働 者数(人)	③障害者数(人)					④ 雇用率(%) $E \div ② \times 100$	⑤ 達成企 業数(社)	⑥ 達成企 業の割 合(%)
			A 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者	B 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間労働者	C 重度以外の 身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D 重度以外の 身体障害者、 知的障害者 及び精神障 害者である短 時間労働者	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$			
令和4年	58	4,787.5	14	2	54	76	122.0	2.55	28/58	48.3
令和3年	59	5,202.0	15	4	57	65	123.5	2.37	28/59	47.5

注1 ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上、1人を2人に相当するものとしているため、E欄の「計」ではダブルカウントを行っている。

D欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしているため、E欄の「計」では0.5カウントを行っている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

3 A及びC欄は、1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者。

B及びD欄は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

3 企業規模別の雇用状況

企業規模別で雇用率を見ると、「100人～」の企業が1.88%、「43.5人～100人未満」が2.93%となっています。

また、法定雇用率達成企業の割合は、「100人～」の企業が30.0%、「43.5～100人未満」が52.1%となっています。〈表2〉

表2 民間企業における企業規模別の雇用状況【法定雇用率2.3%】

	① 対象企業数(社)	② 対象労働者数(人)	③障害者数(人)					④ 雇用率(%) E÷②×100	⑤ 達成企業数(社)	⑥ 達成企業の割合(%)
			A 重度身体障害者及び重度知的障害者	B 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	E 計 A×2+B+C+D×0.5			
令和4年	58	4,787.5	14	2	54	76	122.0	2.55	28	48.3
43.5～100人未満	48	3,059.5	8	2	34	75	89.5	2.93	25	52.1
100人～	10	1,728.0	6	0	20	1	32.5	1.88	3	30.0
令和3年	59	5,202.0	15	4	57	65	123.5	2.37	28	47.5
43.5～100人未満	48	3,129.5	9	4	29	62	82.0	2.62	23	47.9
100人～	11	2,072.5	6	0	28	3	41.5	2.00	5	45.5

4 障害種別の雇用状況

障害種別で雇用されている障害者を見ると、身体障害者が60.5人と多く、全体の49.6%を占めています。一方、知的障害者は46.0人、精神障害者は15.5人の雇用となっています。〈表3〉

表3 民間企業における障害種別の雇用状況【法定雇用率2.3%】

	① 障害者数(人)	②身体障害者の数(人)					③知的障害者の数(人)					④精神障害者の数(人)			
		A 重度身体障害者	B 重度身体障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者	D 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E 計 A×2+B+C+D×0.5	A 重度知的障害者	B 重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の知的障害者	D 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E 計 A×2+B+C+D×0.5	A 精神障害者	B 精神障害者である短時間労働者	C Bのうち注)4に該当する労働者	D 計 A+(B-C)×0.5+C
令和4年	122.0	12	1	31	9	60.5	2	1	16	50	46.0	2	22	5	15.5
令和3年	123.5	13	3	34	9	67.5	2	1	13	54	45.0	3	9	7	11.0

注) 1 ①欄の「障害者数」とは、②E、③E、④Dの計である。

2 ②③A欄の重度障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしているため、E欄の「計」ではダブルカウントを行っている。

3 ②③D欄及び④B欄の短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしているため、②③E欄及び④D欄の「計」では0.5カウントを行っている。

4 精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 ②③欄のA、C欄及び④A欄は、1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者。

②③欄のB、D欄及び④B欄は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者。

II 地方公共団体における在職状況

令和4年6月1日現在における「障害者任免状況通報」をとりまとめたものです。
当所管内の1市4町3教育委員会の計8機関のうち、7機関は法定雇用率2.6%が適用される機関であり、1機関は法定雇用率2.5%が適用されています。

1 地方公共団体における在職状況

当所管内8機関の在職状況をみると、在職している障害者数は41.0人と前年より3.0人増加しました。実雇用率は前年より0.07ポイント増加し、2.19%となっています。

法定雇用率達成機関の割合は前年と同一の62.5%となっており、3機関が未達成となっています。〈表4〉

表4 地方公共団体における障害者の在職状況【法定雇用率2.6%】※1機関のみ【法定雇用率2.5%】

	① 対象機関数	② 対象職員数(人)	③障害者数(人)					④ 雇用率(%) E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数(機関)	⑥ 達成割合(%)
			A 重度身体障害者及び重度知的障害者	B 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員	E 計 A×2+B+C+D×0.5			
令和4年	8	1,873.0	10	0	21	0	41.0	2.19	5/8	62.5
令和3年	8	1,789.5	10	0	18	0	38.0	2.12	5/8	62.5

- 注)1 ②欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしている。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
- 3 A及びC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、B及びD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 ③C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

2 障害種別の在職状況

障害種別で在職している障害者を見ると、身体障害者が36.0人で全体の87.8%を占め、知的障害者が2.0人、精神障害者は3.0人となっています。〈表5〉

表5 地方公共団体における障害種別の在職状況【法定雇用率2.6%】※1機関のみ【法定雇用率2.5%】

	① 障害者数(人)	②身体障害者数(人)					③知的障害者数(人)					④精神障害者数(人)			
		A 重度身体障害者	B 重度身体障害者である短時間勤務職員	C 重度以外の身体障害者	D 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	E 計 A×2+B+C+D×0.5	A 重度知的障害者	B 重度知的障害者である短時間勤務職員	C 重度以外の知的障害者	D 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	E 計 A×2+B+C+D×0.5	A 精神障害者	B 精神障害者である短時間勤務職員	C Bのうち注)4に該当する職員	D 計 A+(B-C)×0.5+C
令和4年	41.0	10	0	16	0	36.0	0	0	2	0	2.0	3	0	0	3.0
令和3年	38.0	10	0	15	0	35.0	0	0	1	0	1.0	2	0	0	2.0

- 注)1 ①欄の「障害者の数」とは、②E、③E、④Dの計である。
- 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行っている。
- 3 ②③D欄及び④B欄の短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
- 4 ②③欄のA、C欄及び④A欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③欄のB、D欄及び④B欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④C欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。
①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。